

(仮称) 第二次くらしき子ども未来プラン パブリックコメント実施結果 (案)

○パブリックコメント実施方法

- ・本庁子育て支援課、保育・幼稚園課、情報公開室、教育委員会生涯学習課、市保健所健康づくり課、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所へ素案冊子設置
- ・市ホームページへ掲載 ※こども・若者用Webフォーム設置

○募集期間

令和6年11月13日(水)～12月12日(木)

○意見提出者数及び意見総数

7名 (意見総数: 23件)
うち「こども・若者」意見: 3名 (3件)

※今回お願いした素案への意見以外の意見をお送りいただいている例がありますが、意見総数には含んでおりません。これらの御意見については、業務を行ううえでの参考とさせていただきます。

番号	該当箇所 (該当ページ)	御意見	本市の考え方
1	第3章 こども・若者・子育ての課題 5 柱／施策領域別の課題 (1)「こども・若者」に関する課題 ①人権尊重 (P19)	人権尊重についてヤングケアラーなどの課題を解決するにはその子どもだけではなく、周りの環境も解決していかなければいけないと思いました。 【こども・若者意見(18歳)】	倉敷市では、ヤングケアラーなどの気になるこどもや心配な家族については、こどもだけでなくその家族を含めたものと捉え、学校、高齢者支援センターや相談支援事業所などの関係機関と状況把握に努め、必要な支援につなげています。また、こどもには学校を通じて、こどもあいカードを配布し、こどもが自ら相談できる環境を整えています。 引き続き、関係機関と連携し、必要な支援に取り組んでまいります。
2	第3章 こども・若者・子育ての課題 5 柱／施策領域別の課題 (1)「こども・若者」に関する課題 ④生きる力 (P20)	④生きる力について、上から6 つ目に「集団生活の中でこども自らが考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくりを保護者や地域とともに考える必要があります。」と記載されている。これは「主権者教育として求められる教育は、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てることにある。」(総務省)と内容が重なっているため、「主権者教育」というキーワードを第二次くらしき子ども未来プランに盛り込むことができるのではないかと考える。 近年若者の投票率が低く、政治参加を推進していく中で、これから投票権を持つ子どもに対しての取り組みが重要になってくると思うので、「主権者教育」という言葉を取り入れるだけでも、興味をもつきっかけになるのではないかと感じた。 【こども・若者意見(22歳)】	「集団生活の中でこども自らが考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくり」は、学習指導要領で示されている、「個人が将来、社会をたくましく生き抜くための、総合的な力」いわゆる「生きる力」を育むことであり、「主権者教育」の育成にもつながるものと考えております。 なお、各学校では、主権者として求められる力を、社会科、特別活動等、それぞれの教科の中で学習しているところです。

3	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>②母子保健・医療</p> <p>単位施策4「母子の健康の確保・増進を図る」(P28)</p>	<p>「産後ケアの充実など、伴走型相談支援として切れ目ない」とあるが、産後ケアは自己負担も大きく、回数に限度があるため伴走型相談支援には適していないのではないか。</p>	<p>産後ケア事業は、出産後1年以内の母とそのこどもに対して、助産師等が心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談等を行うもので、その利用料の一部を市が負担しています。産後ケアの実施にあたっては、市と産後ケア施設が連携し、出産後の母の悩みや不安に寄り添った切れ目ない支援を実施しています。</p> <p>令和6年度からは、産後ケアを利用していただきやすいものとするため、制度を拡充し、宿泊産後ケア、日帰り産後ケア利用料の市負担額の増額、訪問産後ケアの開始、利用申請の電子化(WEB サイトからの申請)を開始し、利用者も増加傾向です。</p> <p>そのほか、妊娠期から出産、子育て期の伴走型相談支援の体制として、平成29年7月から「妊婦・子育て相談ステーション すくすく」を市内5か所に開設し、相談支援の充実を図っています。</p> <p>今後もすべての家庭が安心して子育てできるよう支援してまいります。</p>
4	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>③就学前教育・保育</p> <p>(P30)</p>	<p>保育園待機児童の解消をしてほしい。潜在的待機児童数も公表してほしい。</p>	<p>現在、倉敷市の保育所等の入所につきましても、多くの申込みがあり、地域や年齢により御希望に添えない状況が出ておりますが、できる限り入所いただけるように入所調整に努めています。</p> <p>今後も引き続き、計画的な受入施設の整備・拡充や、保育士確保に取り組むことで、待機児童の解消に努めてまいります。</p> <p>待機児童の定義には該当しませんが、特定の保育所等の利用を希望するなどにより、保育所等に入所できていない児童の数は、公表しています。</p>
5	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p>	<p>障がいを持つ子どもの施設を増やしたほうがいいと思う【こども・若者意見(18歳)】</p>	<p>倉敷市では、こどもを含めた障がいがある方々が必要とする障がい福祉サービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めており、例えば児童発達支援など障がい児を支援する施設や事業所の設置数について</p>

	<p>③就学前教育・保育 (P30)</p> <p>(2)「子育て」に関する施策</p> <p>④安心・ゆとり (P40～42)</p>		<p>は、「倉敷市障がい福祉計画」の中で、種別毎に見込みを立てているところです。</p> <p>なお、この計画策定にあたっては、専門家や障がい福祉団体の関係者等に参画していただくとともに、障がい児を含め多くの市民の皆様から、アンケートやパブリックコメントを通じて幅広い御意見をいただきながら取り組んでいます。</p>
6	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」(P31)</p>	<p>「生徒指導・不登校の支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、こどもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊、不登校などの未然防止や改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。」について、ここで「学級崩壊」と「不登校」が並立で表記され、「未然防止や改善に努める」とありますが、そもそも「学級崩壊」と「不登校」は全く質が違うものであり、同列に語るのはおかしいと思います。ましてや、いじめなどが原因で学校に行かないことによって命が救われているような子どもにとっては「改善」という言葉が「学校に行かない私がいけないのだ」という追い詰める言葉になります。表記自体を改めていただきたく思います。</p>	<p>より適切な表現になるよう、表記の修正を検討いたします。</p>
7	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を</p>	<p>【1クラスあたりの担任を常時3～4人体制へ】</p> <p>現状としては1クラスに対して担任1人のため、都合により教員が欠席となった場合、児童は終日授業なしでタブレットドリルやプリントのみとなっています。(※突発で欠席した教員を責め</p>	<p>教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる標準法)」によって定められております。</p> <p>これまでも、担任外の教員の配置を進めることで、担任の負担を軽減するなど、教員配置の充実に努めているところです。</p> <p>今後も、教員の定数改善について、国や</p>

	を充実させる」(P31)	<p>る趣旨ではありません。)</p> <p>民間では一つのプロジェクトに対して3人以上で対応しています。年休・産育休・介護休も取りやすく教員の働き方改革にも関連すると思われます。また、教員と児童との相性も1対1の固定ではなくなるため、担任教諭との相性による不登校の減少にも貢献が期待できます。必要に応じて、算数・英語はレベル別にグループに分け、グループ毎に教員を割り当て指導することも可能になります。</p>	<p>県に要望してまいります。</p>
8	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」(P31)</p> <p>(3)「地域・社会」に関する施策</p> <p>③安全環境</p> <p>単位施策39「こどもを犯罪等から守るための活動を推進する」(P47)</p>	<p>【校舎設備、防犯、安全について】</p> <p>校内守衛として、地元警察OB や民間警備会社の導入を希望します。</p> <p>また、校内に防犯カメラ設置を希望します。(外国製ハイビジョン等は不可。国内産機器、サーバーも国内)</p> <p>全国的にニュースにもなっていますように、不審者・犯罪者対策にもなりますし、いじめ、校内暴力防止、教員がトラブルに巻き込まれることも抑止できると思われます。</p>	<p>倉敷市では、校舎内を写すカメラは設置しておりませんが、小中学校の校門に監視カメラの設置を行うなどして、不審者の侵入対策をしているところです。</p> <p>また、校内守衛は導入しておりませんが、日中は、岡山県警察本部の健全育成対策室と連携して学校を訪問していただいたり、倉敷市青少年育成センターの青色防犯パトロール車も巡回するなどして防犯や児童生徒の安心・安全の環境づくりに努めています。</p> <p>夜間休日は、警備のため、全ての小中学校・幼稚園・市立高等学校に機械警備を導入しています。</p>
9	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を</p>	<p>【校舎設備、防犯、安全について】</p> <p>小中学校は災害時の避難所にも指定されているため、以下設備を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館のエアコン設置工事 ・体育館のトイレのリフォーム及び増設 	<p>学校施設の整備につきましては、教育環境の向上につながるよう取り組んでいるところです。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

	を充実させる」(P31)	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場への電気温水器等の設置(冬場、お湯で手洗いでできるように) ・J アラート発出の場合に利用できる地下シェルターの設置 	
10	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」(P31)</p> <p>(2)「子育て」に関する施策</p> <p>③子育て支援</p> <p>単位施策23「安心してこどもが生活できる場所を確保する」(P39)</p> <p>(3)「地域・社会」に関する施策</p> <p>③安全環境</p> <p>単位施策39「こどもを犯罪等から守るための活動を推進する」(P47)</p>	<p>DBS 制度を現行教員及び放課後児童クラブの職員、校医にも適用願います。</p> <p>まだ導入が始まったばかりですが、子どもを守るため早期運用を希望します。</p>	<p>令和6年6月に、いわゆる「日本版 DBS」の考え方を盛り込んだ、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)が成立・公布され、令和8年12月下旬が施行期限となっております。現在、政府において、施行期限に間に合うよう、この認定制度の詳細な制度設計を行っているところです。</p> <p>対象業務の例には、学校に勤務する教職員や放課後児童クラブの職員等も含まれております。</p>
11	<p>第4章 こども・若者・子育ての施策</p> <p>2 柱ごとの施策</p> <p>(1)「こども・若者」に関する施策</p> <p>④生きる力</p> <p>単位施策10「学校教育の環境や学習内容を充実させる」(P31)</p> <p>(3)「地域・社会」に関する施策</p>	<p>【ネットリテラシーの教育について】</p> <p>警察署のサイバーセキュリティ部門からの出前授業による児童生徒のネットリテラシー向上を希望します。近年、ネットリテラシーを知らないままインターネット、SNS を利用する子どもが多く、犯罪に巻き込まれたり被害者、加害者となるニュースを多く目にします。闇バイト、強</p>	<p>各学校では、インターネット関連の通信事業者等の講演や、警察などの関係機関と連携して実施する防犯教室を活用して、不適切なネット利用によるトラブルや、SNS等に起因する犯罪被害に巻き込まれないよう、児童生徒自身の規範意識の向上を図っています。</p>

	③安全環境 単位施策39「子どもを犯罪等から守るための活動を推進する」(P47)	盗は無期懲役であることなど、ぜひ警察署と連携してご教授願いたいです。	
12	第4章 子ども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「子ども・若者」に関する施策 ④生きる力(P31～34) (2)「子育て」に関する施策 ④安心・ゆとり(P40～42)	倉敷市でわかものについての困りごと(就労、発達障がい、ひきこもり、ケアラー等)を総合的に相談できる機関を作って欲しい。	若者の困りごとにつきましては、本市では就労に関する相談支援をはじめ、障がいに関すること、生活に関する様々な困りごとなどについて、各施策による相談支援機関を設置しています。 各相談支援機関では、必要に応じて他分野の関係事業・機関等への紹介やつなぎ、関係機関同士の連携を行うことで、あらゆる状況の若者世代を含めた、横断的な支援を行っています。このうち、抱える課題が複雑化・複合化した場合への支援につきましても、重層的支援体制整備事業の仕組みにより、複数の相談支援機関の優先順位付けや、狭間を生まない役割分担等、具体的に対応できる仕組みを整えており、今後とも若者等を支援する連携体制を強化してまいります。
13	第4章 子ども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「子ども・若者」に関する施策 ④生きる力 単位施策11「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」(P32)	【芸術、文化、スポーツの学習について】 授業で文部省歌を扱う時間を増やして欲しいです。乳幼児や児童生徒が家庭内や園校内で文部省歌に触れる時間が以前より激しく減っている印象を受けます。 伝統的な美しい日本語の学習のためにも従来からの文部省歌を知り覚えてほしいと期待します。	授業では教科書を使うことを基本とし、文部省唱歌は小学校の歌唱教材として、斉唱や輪唱、合唱で歌うこととなっています。中学校では、我が国の伝統的な歌唱として、民謡、長唄などを歌う体験をしています。 今後も、各学校は、学習指導要領に示されている指導事項に即し、曲の内容や音域、地域の実態に応じ、無理なく楽しく表現できる体験を大切にしております。
14	第4章 子ども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「子ども・若者」に関する施策	【芸術、文化、スポーツの学習について】 夏季の水泳授業、球技(バレーボール、バスケットボール、サッカー等)に関しては地域の	学校の授業につきましては、原則教員が行うものですが、地元企業からサッカーやラグビー、テニス、バスケットボールの指導者を招いて、小学校の授業で指導していただくことがあります。

	④生きる力 単位施策11「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」(P32)	スポーツクラブ、大学からのコーチングを希望します。	また、岡山県のスポーツ活動奨励事業を活用し、希望した小学校に対して水泳や陸上競技などの専門の指導者を派遣する取組も行っています。
15	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「こども・若者」に関する施策 ④生きる力 単位施策11「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」(P32)	【芸術、文化、スポーツの学習について】 地域の音楽隊(警察音楽隊、消防音楽隊、市内の大学等)による校内コンサートを希望します。私学と比べ十分な管楽器が音楽室になく馴染みがないため、私学との格差を懸念します。	音楽の授業では、和楽器、管楽器などの様々な楽器を演奏したり、鑑賞したりして、音楽文化に対する興味関心を高めることを大切にしております。 学校行事では、音楽鑑賞会や演劇鑑賞会を実施し、多様な芸術に親しみ、豊かな情操が培われるよう努めております。
16	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「こども・若者」に関する施策 ④生きる力 単位施策11「様々な体験や活動を通じて学ぶ場、機会を充実させる」(P32)	【芸術、文化、スポーツの学習について】 倉敷市は将棋囲碁にゆかりのある地域であり、市内児童生徒にもっと将棋囲碁に親しんでもらいたいです。将棋の駒の動かし方も知らない子どもも多く、雨の日の休み時間等に取り組めるよう、小学校の各教室に将棋・囲碁の盤や駒を数セットを置いて頂きたいです。	倉敷市では、「全国小学生倉敷王将戦」や、「くらしき吉備真備杯こども棋聖戦」を実施し、地域における将棋・囲碁文化の振興に繋げています。 また、小学校では、将棋や囲碁をクラブ活動や、雨天時の室内遊びとして行うことができるように、取組に応じて、必要な環境を整えています。
17	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「こども・若者」に関する施策 「こども・若者」に関する評価指標と目標値 (P35)	施策番号14の評価指標「不登校児童・生徒出現率」に数値目標が必要でしょうか。件数などで現状を把握することは大切ではありますが、これでは今現在学校に行くことが困難になっている子どもたちや親にとって、悩みを抱えながらなんとか暮らしている日々を「改善すべき行動」と公に否定されることとなります。 また、数値目標を達成するために「とにかく学校に来させねば	評価指標の出現率は、不登校児童生徒の現状を把握し、適切な支援につなげるとともに、今後の施策の推進に資するための客観的な指標と考えております。 学校へ登校するという結果のみを目指すのではなく、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立を目指すことができるよう取組を進めてまいります。 誰一人取り残されない学びの保障にむけて、不登校児童生徒やその保護者の気持ちに寄り添った支援が充実するよう努めてまいります。

		ならないのだ」というプレッシャーを学校の先生方にも与えることになるのではないのでしょうか。	
18	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (1)「こども・若者」に関する施策	このプランには不登校の児童生徒への働きかけばかり述べてあり、「いじめをした側」への働きかけが書かれていない。被害者の自死を招きかねないいじめの加害者にも積極的に働きかけて欲しい。	「いじめ」については、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態への適切な対応を推進するとともに、未然防止、早期対応に、引き続き努めてまいります。
19	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (2)「子育て」に関する施策 ②親育ち 単位施策20「子育ての相談体制を充実させる」(P37)	相談体制は充実しているが、市民にとってその相談窓口にたどりつくためのハードルは高く、自分のレベルではその資格がないと思っているうちに問題が重篤化していたり、自分の問題に気づいていないために相談できなかつたりしているケースも多い。 また相談しても適切な支援が得られずあきらめたという声もきくので、更なる相談支援の充実が必要と考える。	倉敷市では、子育てに関する様々な相談を受け、一緒に考え、対応策を提案しつつ、必要な支援につなげられるよう努めており、こどものより良い育ちを支えるお手伝いをしています。引き続き、相談支援の充実を図り、こどもの健やかな育ちが守られるよう努めてまいります。
20	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (2)「子育て」に関する施策 ②親育ち 単位施策21「子育てに関する情報発信を充実させる」(P37)	自治体からのお知らせや広報活動として LINE、TikTok の使用は控えて頂きたいです。(サーバ管理や個人情報流出のリスクが高いため)	子育てに関する市からのお知らせや広報活動につきましては、ホームページ、SNS、アプリ等の様々な媒体による情報の受発信の強化を図ってまいります。媒体の使用にあたっては、様々なリスクを想定し、適切な判断のもと、運用していくよう努めてまいります。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
21	第4章 こども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (2)「子育て」に関する施策 ②親育ち(P37)、④安心・ゆとり(P40～42)	子どもが親から離れるサービス(例:保育・預かり・療育等)推進だけでなく、子どもが保護者に向き合ってもらえるための後押しをしてほしい(家事の外部委託／子育て学校(学び)／子育て中のこどもまんなかワーク	倉敷市では、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して子育て講座を実施しており、グループワーク等を通じて、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けています。また、核家族の家庭等で出産後、家事・育児が困難な時に、身

	(3)「地域・社会」に関する施策 ②就労環境(P46)	推進／経済的支援／など)。	の回りのお手伝いをする産後ヘルパーの派遣をしています。これらの事業等を通して、保護者に子どもと向き合っていただくための取組をしているところです。
22	第4章 子ども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (2)「子育て」に関する施策 ③子育て支援 単位施策24「子育ての支え合いのしくみを充実させる」 (P39)	【ファミサポ活動の充実について】 ・全世帯初回数時間は無料や、0歳児がいたり、保護者に障害がある等の場合に毎月数時間は無料などの支援拡充策を実施してほしい。 ・手続きの簡略化(例:デジタル・電話申請。面接は極力1回で済む。面接を家庭や保育所等で実施可能など)をして、身近な地域で子育てを人に頼るという敷居を下げてほしい。	ファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、有償の相互援助活動を行う事業であり、本市でも定められた金額を依頼会員から提供会員へ直接支払っていただく仕組みとなっています。 なお、きょうだい児を、同時にサポートする場合、2人目からは半額で利用できるよう、経済的負担の軽減を図っています。 また、利用に際しては、会員相互に安心して利用してもらえるためにも、ファミリー・サポート・センターを通じた丁寧なマッチングを行っていますが、手続きの方法等につきましては、より気軽に利用していただけるよう、利用者の御意見も参考にしながら、事業の充実に努めてまいります。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
23	第4章 子ども・若者・子育ての施策 2 柱ごとの施策 (2)「子育て」に関する施策 ④安心・ゆとり 単位施策27「子育てに伴う経済的負担を軽減する」(P42)	無償化の拡大(0歳児おむつ代、第2子保育料、小～高の給食費)をして欲しい。それによって、全世帯の子育て支出が減ることに加えて、0歳児育児家庭に支援者が定期的に会う機会が出来たり、不登校家庭が給食を止める必要がなく、むしろ給食を目指して登校するなどの支援にも結び付きやすいと思います。	妊婦さんや子育て家庭に対し、おむつなどの育児関連用品の購入や、家事・子育て支援サービス等の利用など、費用がかかる出産・子育て期の経済的な支援として、出産応援給付金、子育て応援給付金を給付しています。 保育料の多子軽減につきましては、きょうだい児が同時に保育所等を利用する場合の第2子の保育料を半額、第3子を無料としています。 また、学校給食費の無償化につきましては、学校給食法には「学校給食における食材については保護者の負担とする。」と規定されており、本市において、これを無償化する場合、多額の財源が必要となるため、市の予算単独で実施することは難しい状況

			<p>です。</p> <p>そのため、自治体間で格差が生じないよう国の制度として学校給食費の無償化を実施し、必要な財源措置を行うことを国に求めています。</p> <p>今後も引き続き、こどもや子育て家庭への経済的支援や、必要とされるサービスの提供など、きめ細やかな支援を実施してまいります。</p>
--	--	--	---